

千歳市食育推進マーク利用規約

平成 26 年 5 月 15 日決定

1 趣旨

千歳市は、地域における食育に関する様々な取り組みにおいて、多くの市民の目にふれるよう独自の食育推進マーク（以下「マーク」という。）を表示し、食育の意識付けに努め地域での普及啓発を行います。

2 目的

この利用規約は、上記の趣旨に賛同し、その普及啓発を行うためにマークを利用するにあたり、遵守すべき事項を定めることを目的としています。

3 利用者の範囲

(1) マークは、千歳市が「第2次千歳市食育推進計画」において掲げる食育推進の各種の施策及び事業の実施にあたる以下の機関・団体・企業等（以下「利用者」という）が利用できるものとします。

- ①市の食育関連部署
- ②学校教育法に規定される市内の学校・幼稚園、児童福祉法に規定される児童福祉施設
- ③市内で食育推進活動を行う団体
- ④上記のほか、食育推進について市の事業に協力するとともに、自ら協力、実践すると認められる利用者

4 利用の条件

(1) マークは、食育推進を目的とした次のものに利用できません（以下「成果品」という）。

- ①印刷物（チラシ・パンフレット・ポスター等）
- ②資材（名刺・封筒等）
- ③ホームページ等の素材
- ④その他

(2) 利用者がマークを成果品に利用する場合は、必ず「千歳市食育推進マーク」の表記を入れることとします（文字のフォントは任意です）。

(3) マークの使用料は、無償とします。

5 図柄等

マークのデザイン及び色は、別紙ガイドラインの通りとします。

6 使用申請及び承認について

- (1) マークに関する一切の権利は、千歳市に帰属しています。使用を希望される場合は千歳市健康推進課まで必ずご連絡ください。

① (問い合わせ先)

千歳市 保健福祉部 健康推進課 救急医療・管理係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 総合保健センター内

T E L : 0123-24-0361

F A X : 0123-24-8418

E-m a i l : kenkosuishin@city.chitose.hokkaido.jp

- (2) 使用申請の手続きに代わるものとして、使用目的、事業内容等についての参考資料をご提供いただきます。
- (3) 本規約に適合すると認められた場合は、マークのデータをお送りしますので、送付先メールアドレスを報告いただき、データの送付をもって利用承認とします。
- (4) データを受領後に成果品（現物またはPDF等による）を千歳市健康推進課にご報告願います。

7 マーク使用上の留意事項

- (1) マークの利用承認を受けた利用者は、マークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を認めることはできません。
- (2) 以下の場合にはマークを使用できません。
- ①特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で使用されるおそれのある場合
 - ②法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - ③不当な利益を上げるために利用されるおそれのある場合
 - ④特定の個人または団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 利用者は、千歳市健康推進課から求められた場合には、マークの利用実態に関する報告及び成果品を提出しなければなりません。
- (4) 本マークを使用したことによる事故・第三者からの苦情などが発生した場合は、利用者の責任の下で必要な措置を講じてください。

7 附則

本利用規約は、平成26年5月15日から施行します。

千歳市食育推進マーク利用ガイドライン

平成 26 年 5 月 15 日施行

1 マークのデザイン

以下の 2 種類のデザインがありますので、用途に応じてご使用ください。倍率の変更に
ついては、マークのデザインを損ねない範囲にとどめてください。

なお、データの改変は禁止とします。

また、「千歳市食育推進マーク」の表示において、飾り文字、囲み、フォントは任意としま
す。

(A)



(B)



2 マークの使用例

